電子契約事務フロー図

【米子市】

落札業者決定

【事業者】

電子契約を希望する

電子契約を希望しない

従来通り、紙の契約書で締結

「電子契約利用届出書」と「契約内容確認書」を電子メールにて提出する。
※落札日から3日以内（土日祝日を除く）に提出すること
※「契約内容確認書」にて必要な契約内容の選択についても申し出ること
※現金払いによる契約保証を希望の場合、契約検査課より納付書のPDFデータ送付する。（従来どおり窓口での受け渡し可）。

契約案作成

落札日から5日以内（土日祝日は除く）に契約保証書を提出。**※現金保証の場合、領収書のコピーのデータをメール等で提出済みであれば原本不要。**
その他の保証（西日本、金融機関保証、保証保険など）は原本の提出が必須。

契約案決裁

※注意　以下の書類は契約締結後に提出すること。（電子メールによる提出でも可）
・現場代理人選任通知書（日付は契約書の着工日とする）
・主任技術者選任通知書（日付は契約書の着工日とする）
・工程表（契約締結日から7日以内に提出）

電子契約システム（クラウドサイン）

【契約担当者】
契約書アップロード

【所属長】
契約書の確認・承認

電子メール

【事業者】
担当者の確認・承認（省略可）

契約締結権限者の確認・承認

契約締結

契約締結のメール受信

契約書及び合意締結証明書のダウンロード